

家族経営協定で夢ある農業を！

あなたも家族経営協定に取り組んでみませんか？



家族経営協定って何？

家族経営協定とは、意欲とやりがいの持てる農業経営を目指し、経営方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて整備するものです。

形式にこだわらず、家族みんなで話し合いながら、あなたの経営にピッタリの家族経営協定について考えてみませんか。

どんな内容を取り決めたらいいの？

生産面や生活面での家族間の約束事や目標などを家族で話し合っ決めて、文書にするもので、特別な決まりはありません。

一般的に盛り込まれるのは、次のような内容です。

- ①目的 ②農業経営の目標・計画 ③生産・活動面での役割分担 ④報酬 ⑤就農条件（労働時間・休日など） ⑥将来の経営移譲 ⑦その他（研修・社会活動への参加、健康管理、リフレッシュなど）

どんなメリットがあるの？

●実質的に共同経営を行っている場合、家族経営協定締結などを要件に、夫婦などに農業経営改善計画の認定の共同申請を認めていますので、共同経営者である女性農業者や農業後継者も認定農業者になれます。

●農業者年金の被保険者であって認定農業者、青色申告者などの意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者が一定の要件を満たせば、基本となる保険料（2万円）に対し、一定割合の国庫助成があります。

●個別農業経営において加工分野、新作物分野、新技術にチャレンジしようとしている配偶者が農業改良資金を借りようとする場合、家族経営協定がひとつの要件となっています。

●特別栽培農産物認証制度やエコファーマーの認定手続き等について、家族経営協定を締結している場合に限り、家庭内の複数の者が

共同申請し、導入計画の認定を受けられます。

★家族経営協定に関するお問い合わせは

杵島農業改良普及センター
0952-3625
農業委員会事務局振興係
☎ 23 9245

